

令和7年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業に係るプロポーザル方式による 受託候補者選定手続きに関する質問及び回答

※質問文の表現については、趣旨を損なわない範囲で整えています。

【募集要項・仕様について】

Q 1 仕様書4事業内容(1)について、通所型筋トレ教室のコースは月ごとに曜日や時間の変更が可能か。

A 1 通所型筋トレ教室については、月ごとではなく、年間を通じて曜日及び時間を固定したコースを設けてください。

Q 2 仕様書4事業内容(1)について、利用料の徴収方法に決まりはあるか。

A 2 利用料の徴収方法について指定はありませんが、利用者に事前に説明を行うとともに受託事業者において適切に取り扱ってください。

あわせて、事業の実施に係る留意点第7条(利用料等の請求)関係についても御確認ください。

Q 3 仕様書4事業内容(2)について、出張型筋トレ教室の事業実施計画で、実施回数
の予定数を受託者で決定することは可能か。

A 3 出張型筋トレ教室の事業実施計画において、実施回数の予定数は、受託者で仕様書に基づき、定めていただきます。

なお、同計画については、プロポーザルの評価の対象としています。

Q 4 仕様書4事業内容(2)について、出張型筋トレ教室の受付において、各グループ
の参加可否の確認はその都度行う必要があるか。

A 4 出張型筋トレ教室については、基本的に1回で完結するものとしておりますので、同一グループが2回目以降の利用を希望される場合は、その都度申込みいただくこととなります。そのため、申込みの都度、対象条件(65歳以上、参加定員最低5名以上)を満たしているか御確認ください。

Q 5 仕様書 4 事業内容について、通所型及び出張型筋トレ教室の令和 5 年度及び令和 6 年度（直近まで）の教室開催回数、コース数、参加者数の実績をエリア別に教えて欲しい。

A 5 以下のとおりです。

令和 5 年度		北部	南部	中部	東部	西部
通所型	開催回数	142 回	192 回	288 回	232 回	240 回
	コース数	3 コース	4 コース	6 コース	5 コース	5 コース
	延参加者数	759 人	2,574 人	3,253 人	1,933 人	3,206 人
出張型	開催回数	27 回		4 回	26 回	
	延参加者数	456 人		103 人	541 人	

令和 6 年度（9 月末時点）		北部	南部	中部	東部	西部
通所型	開催回数	70 回	96 回	144 回	120 回	120 回
	コース数	3 コース	4 コース	6 コース	5 コース	5 コース
	延参加者数	571 人	1,291 人	1,515 人	1,268 人	1,512 人
出張型	開催回数	42 回		1 回	17 回	
	延参加者数	666 人		26 人	377 人	

Q 6 仕様書 5 事業報告について、事業者の事業効果の測定項目の事例を教えてください。

A 6 測定項目については、募集要項資料別紙 4 「京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業の実施に係る留意点について」第 8 条（実施報告）関係のとおりです。

第 8 条（実施報告）関係

- (1) 事業効果の測定に係る調査項目は、①年齢、②性別、③血圧、④体重及び身長（BMI）、⑤開眼片足立ちテスト、⑥30秒椅子立ち上がりテスト、⑦参加者アンケートとし、委託事業者において統計分析を行った上で、当該結果を踏まえ、より本事業の効果的な実施方法について提案を行うものとする。
- (2) 事業効果の測定は、参加者が、自身の身体状況や体力を把握することで運動習慣を見直し、効果を実感することで習慣継続への意欲を高めることにも寄与するものであることから、測定結果を結果票等により参加者にわかりやすく提示するものとする。

【提出様式について】

Q 7 提案書のページ延長には制限があるか。

A 7 制限はありませんが、簡潔に記載してください。

【事業の実施に係る留意点について】

Q 8 第 8 条（実施報告）関係について、出張型筋トレ教室の測定においても、事業効果の測定に係る調査項目①～⑦全ての測定が必要か。

また、1 回のみの実施でも全ての項目を測定する必要があるか。

A 8 出張型筋トレ教室においては、同一グループの支援回数にかかわらず事業効果の測定に係る調査項目①～⑦の測定は必須とはしていません。

なお、通所型筋トレ教室においては、調査項目①～⑦全てを測定し、事業効果の分析を行い委託期間終了後に報告する必要があります。

【参考】募集要項資料別紙 3 「京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業要綱」

（実施報告）

第 8 条 第 5 条第 2 項の規定により委託を受けた委託事業者は、次の各号のとおり報告を行うものとする。

- (1) 利用者に対する筋トレ事業の実施状況の報告
別に定める様式により、四半期毎に行う。
- (2) 通所型教室に係る事業効果の測定及び分析結果の報告
委託期間の事業終了後に速やかに取りまとめを行い、本市に提出する。

【その他】

Q 9 同事業の令和 6 年度プロポーザル方式による受託事業者選定手続きの質問に対する回答において、令和 7 年度の選定手続きに置き換えた場合に回答内容が変更となるものがあれば教えて欲しい。

A 9 内容に係る変更箇所については、別紙朱書き下線部のとおりです。